

大神・吉際地区住居表示実施検討会

住居表示に関する
大切なお知らせ 第5号

「町の区域及び町名」(案)
を公示します！

令和4年1月に検討会から平塚市に提出した、新しい「町の区域及び町名」(案)について、平塚市住居表示審議会(市の附属機関)で審議され、異議なしとのお答えをいただきました。

つきましては、次のとおり平塚市により公示が行われます。

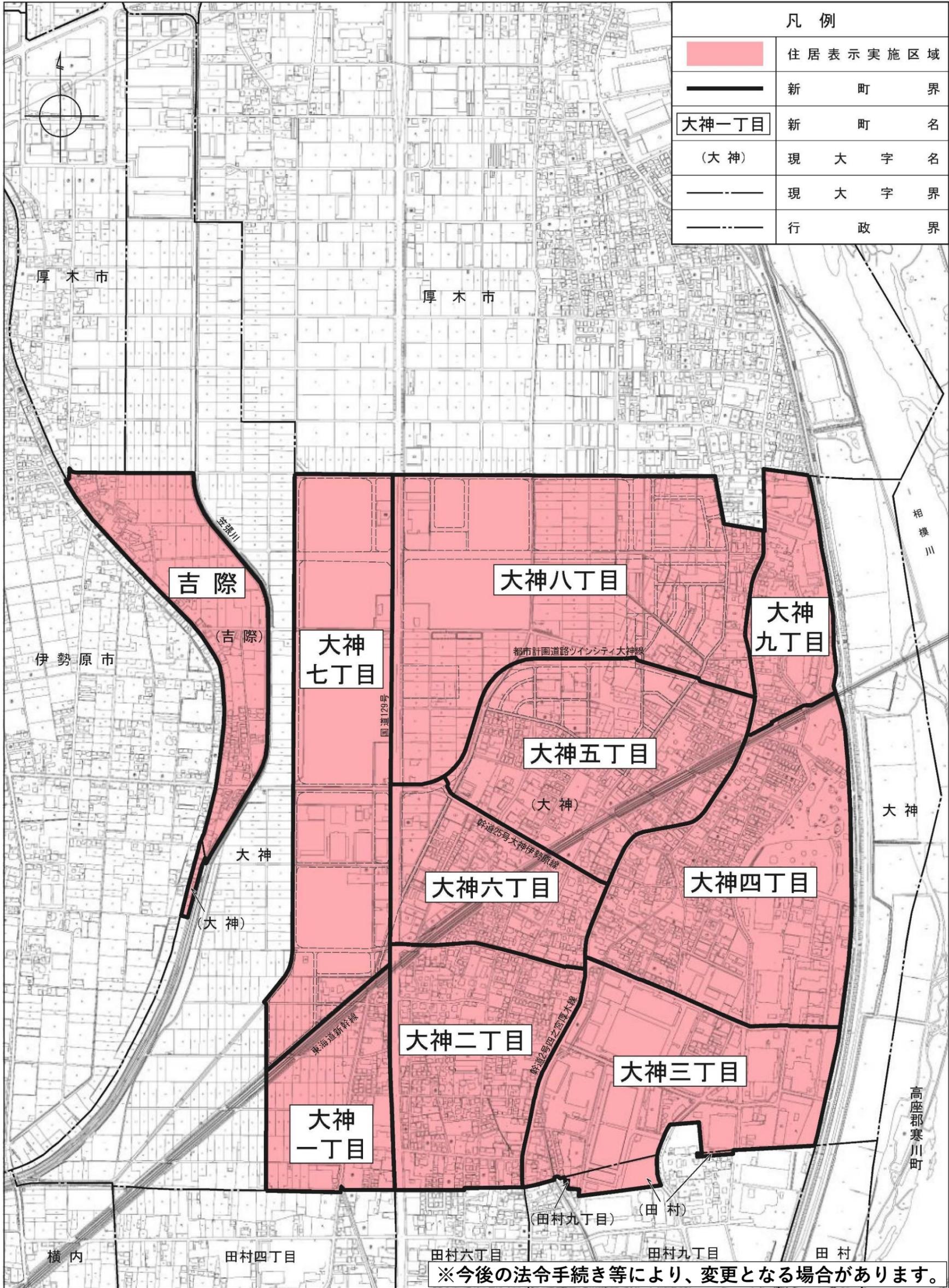
「町の区域及び町名」(案)は住居表示に関する法律に基づき平塚市が公示(=広くお知らせすること)をします。

この案に異議がある場合は、**8月12日(金)**までに50人以上の連署に理由を添えて、変更請求を行うことができます。

変更請求を行うことができるのは、実施区域内に住所があり、平塚市市議会議員及び市長への選挙権がある人となります。(令和4年7月13日時点)

※「町の区域及び町名」(案)は次ページをご参照ください。

住居表示実施後の町の区域及び町名(案)



実施期日: 令和5年(2023年)10月16日(月) ※実施期日は確定ではありません。

～Q&A～

Q) 自分自身で住所変更の手続きをする必要はありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならないものがあります。

詳しくは来年8月以降に配付する住居表示の手引き（手続き等が記載）をご覧ください。説明会等の開催も予定しております。

～～ 住居表示実施後の手続きの一例です ～～

◎ **手続き「不要」：行政(市や法務局等)が変更するもの（職権でできる）**

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）

国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊦（小児）医療証、児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ **手続き「必要」：皆さんに住所変更手続きをお願いするもの（職権でできない）**

例 マイナンバーカード、運転免許証、保険証（社会保険等）、自動車の所有者・使用者、個人契約の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所、等

Q) 変更の手続きは代理人でも可能でしょうか？

A) 運転免許証等、代理人で可能な場合もございます。手続き方法については、手引き（手続き等が記載）やお知らせ等でご案内します。

Q) 住所が変わったことを知人等に知らせるためのハガキ等がありますか？

A) 世帯・事業所ごとに、新しい住所を知人や取引先等にお知らせするための送料無料のハガキ配付を予定しております。

Q) 住所が新しくなることで、学区や自治会の区域は変更になりますか？

A) 現在のところ、学区の変更はありません。自治会についても、区域変更と連動しませんので、必ずしも変更の必要はありません。

Q) 住所変更に伴い証明書等は発行されますか？

A) 市から「住居表示変更証明書」を発行します。配付する枚数や日付は、令和5年度にお知らせ等でご案内します。

Q) 本籍や登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 市や法務局等では、字名から町名への変更（例：大神⇒大神〇丁目）を行いますが、地番（土地の番号）の変更は行いません。



詳しくは事務局
まで、お問合せく
ださい。

令和4年7月

発行：大神・吉際地区住居表示実施検討会

事務局：平塚市都市整備課

電話：21-8783（直通）

23-1111（代表）内線2113